

住所移転者の皆さんへ

新潟県知事選挙の投票について（お知らせ）

令和8年5月31日に新潟県知事選挙が行われます。

最近、住所を異動された方は、投票の場所が変わることがあります。

次の表により、お間違いのないようにしてください。

届出の別		届出の日	投票場所・投票の可否			備考
			新住所地 で投票で きる	前住所地 で投票で きる	投票できな い	
転入届 をされ た方	他都道府 県から転 入され た方	令和 8. 2. 13 以前	○			
		8. 2. 14 以後			○	
	新潟県内 の他の市 町村から 転入され た方	8. 2. 13 以前	○			
		8. 2. 14 以後		○		居住証明書類 か引続居住の 確認必要
転出届 をされ た方	他都道府 県へ転出 される方	全期間			○	実際の転出が 投票日当日の 場合は投票で きます
	新潟県内 の他の市 町村へ転 出される 方	8. 2. 13 以前 に新住所地に転 入届	○			
		8. 2. 14 以後 に新住所地に転 入届		○		
転居届をされた方		(投票所が異なる場合がありますので、詳しくはお住まいの 市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。)				

(「居住証明書類」とは、引き続き県内に住所を有する旨を証明する内容の書類です。)

(「引続居住の確認」とは、引き続き県内に住所を有することの確認のことです。)

注意

- 令和8年2月14日以後、新潟県内の市町村間で住所を異動された方は、前住所地で投票を行うこととなります。ただし、選挙人名簿に登録されていることが必要です。
また、その際は、いずれかの市町村長が発行する「居住証明書類」を提示するか、投票所において「引続居住の確認」を申請しなければ投票できません。
- 「居住証明書類」の提示を希望される方は、投票日までに最寄りの市区役所、町村役場の市民課、住民課等に申し出て「居住証明書類」の交付を受けておいてください。
- 「引続居住の確認」を希望される方は、投票所において、確認の申請をしてください。その際、「居住証明書類」の提示は不要です。
- 新住所地市町村において新潟県知事選挙以外の選挙が行われている場合は、上記の表と異なる取扱いとなる場合があります。
- その他詳しいことは、市区町村選挙管理委員会へお尋ねください。